

# 新型コロナ状況下での短期留学（語学研修）における 学生の安全確保と危機対応マニュアル

2022年7月 国際交流委員会

ここでは新型コロナウイルス感染症に伴う危機管理対応について別途定める。

## 1. 留学前における「感染症危険情報」への対応方針

原則として危機対応については「短期留学（語学研修）危機管理マニュアル」に則する。

国際交流委員会は旅程変更の判断について、渡航前・渡航後の段階においては外務省の国・地域別海外安全情報（「危険情報」および「感染症危険情報」）に従い、併せてその他の情報も十分検討する。

本学「短期留学（語学研修）危機管理マニュアル」海外派遣基準「危険レベル2以上」においては、留学生の渡航を見合わせ、危機管理委員会に報告する。ただし、感染症危険情報の危険レベル2が、派遣留学先の国において新型コロナウイルス感染症を事由とし発出された場合は、以下、付帯する条件を確認のうえ、安全確保について協議し、出発の是非を検討し、その結果を危機管理委員会に報告する。必要に応じて、危機管理委員会は審議し、出発の是非を決定する。

### 付帯する条件の確認事項

- ・渡航先の国・地域における感染症危険情報レベル2の発出事由が、新型コロナウイルス感染症であること
- ・派遣留学先の国・地域における日本からの入国制限がなく、電子渡航認証が取得できていること
- ・渡航先、帰国時の防疫措置が確認できること
- ・渡航先で十分な医療を受けられる体制が確認できること
- ・受け入れ大学からの受入可の確認
- ・本人及び保証人の同意（誓約書が提出されていること）

## 2. 留学中における「感染症危険情報」への対応方針

原則として危機対応については「短期留学（語学研修）危機管理マニュアル」に則する。

留学中に外務省の危険情報が発令された場合、および緊急事態が予想される場合は、国際交流委員会は引率担当者・受け入れ大学および外務省や在外公館からの情報を検討し、対応を判断する。旅程変更は危機管理委員会の指示に拠るが、緊急の場合は受け入れ大学担当教職員の判断に拠る。

なお、派遣留学先の国における感染症危険情報の危険レベル2「不要不急の渡航中止」または危険レベル3「渡航中止勧告」発出が新型コロナウイルス感染症を事由としている場合、以下の事項を確認のうえ、国際交流委員会は安全面および健康確保の観点により、渡航国での待機が望ましいと判断できる場合にのみ、危機管理委員会に報告。危機管理委員会は、対応を審議する。

### 確認事項

- ・渡航国と日本国の双方における防疫措置を比較検討
- ・渡航国と日本国の双方における医療体制の状況を比較検討
- ・留学生本人と保護者の意向
- ・受け入れ大学から提供される情報

## 3. 留学中の安全管理

- (1) 国際交流委員会と担当教職員は、学生の渡航情報および受け入れ大学と宿泊地における滞在状況を把握し、常時連絡が取れるようにしておく。
- (2) 学生が事故、災害などに遭った場合、またはその恐れがある場合など、緊急事態が生じたとき

- は、国際交流委員会と担当教職員は受け入れ大学と協力して対応する。
- (3) 感染者が発生した場合、担当教職員は引率担当者および受け入れ大学と連絡を取りつつ医療機関での医師の診察を受けさせ、その情報を保護者と本学関係者に共有し、対応を協議する。また、関係する保険会社との連絡を行い、必要な手続きがある場合、その準備を進める。
  - (4) 病気、事故、風紀上の問題等が発生した場合、学生を帰国させるかどうかの判断は次の手順で行う。担当教職員は事務局長、国際交流委員長等に連絡し、連絡を受けた者が緊急連絡網（別添）に従い連絡する。

#### 4. 感染症対策ガイドライン

##### (1) 受け入れ大学における感染症対策ガイドラインの確認

渡航後の留学生は原則として受け入れ大学における感染症対策ガイドラインに準拠して生活するものとする。国際交流委員会と担当教職員は事前に受け入れ大学のガイドラインを確認し、共有する。新型コロナウイルスについては留学生へ適切な助言を行う。

##### (2) 受け入れ大学との情報共有、現地情報収集体制の確立

- ① 引率担当者・受け入れ大学の担当教職員・担当旅行会社および国際交流担当事務職員との連携体制を密にし、緊急時の情報共有や連絡が滞りなく行えるように備えておく。
- ② 当該地域についての現地情報を随時入手できるようにし、且つ信頼できる情報元を明確にし、大学に開示しておく。
- ③ 厚生労働省ホームページ、外務省ホームページ、文部科学省ホームページそれぞれの感染症対策関連情報を随時確認する。
- ④ 健康管理センターに恒常的な情報収集の依頼をする。

##### (3) 危機管理体制の整備

外務省の海外安全ホームページにおける感染者情報などを注視しつつ、大学執行部や事務局及び法人との連絡、連携を密にし、適切な判断を迅速に行えるように体制を整えておく。

なお新型コロナウイルス等、国内外に及ぶ感染症が発生した際は、担当教職員より事務局長に連絡し、健康管理センターでの情報集約を軸とした緊急連絡網（別添）に従い連絡する。また事務局長は必要に応じて危機管理委員長に委員会の開催を進言する。危機管理委員長は委員会を招集し、必要に応じて帰国させるかどうかを判断する。その結果を事務局長から担当職員に連絡し、担当職員は学生の保護者に連絡する。